

諸外国における公訴時効のない犯罪に関する捜査態勢・記録保管等の概要

	日本	米国(連邦)	英国 (イングランド・ウェールズ)	ドイツ	フランス
時効のない 犯罪の例	なし	死刑に当たる罪(連邦職員に 対する第1級謀殺等)	略式起訴犯罪等を除き、すべ ての犯罪に時効がない	謀殺, 民族謀殺	人道に対する重罪
捜査態勢の 維持	○ 捜査態勢については、 事案に応じて運用。 ○ 警察が捜査を行ったも のの、被疑者を特定するこ とのできない殺人事件につ いては、通常、公訴時効の 完成前に被疑者不詳で検 察庁に送致する。	○ 飽くまで事件如何による が、通常、時間の経過とともに 縮小されていき、最終的には、 1名か2名のケースエージェン トが捜査責任者となる。 ○ 捜査継続期間は特に定め られていないが、捜査継続の 必要がないとして事件がクロ ーズされると、捜査は行われな いこととなる。	殺人事件について、可能な限 りの捜査を尽くしたにもかかわらず、 被疑者の特定に至らない ときは、積極的捜査段階を 終えるか否かについて、警察 幹部と地域住民の代表によ って構成される委員会の審 査にかけられる。その後、通 常は2年ごとに検証が行われ るが、新たな証拠が発見され たときは、捜査が再開され る。	○ 謀殺等の事件は、通常、そ の多くが、殺人事件等を担当 する部署に割り当てられる。 ○ 警察から送致を受けた事件 について、捜査に動きがなく、 立件し続ける意味がないと検 察官が判断した場合には、捜 査手続中断の決定を行う(新 たな証拠が発見されるなどし た場合は、事件を再起する。)	人道に対する重罪は日常生起 する犯罪ではないため、捜査 等の実情は不明であるが、特 段の支障が指摘されているわ けではない。
記録・証拠 の保管	○ 「時効完成」により不起 訴処分をした場合、記録は 不起訴処分の日から1年間 保存する(記録事務規程第 24条第1項)。 ○ 証拠品のうち、必要な ものは保管し、不要なもの については還付、仮還付、所 有権放棄に基づく廃棄等の 処分を行う。	○ FBIが捜査を行っている事 件においては、捜査が継続し ている限り、FBIが記録や証 拠品を保管する。 ○ 事件がクローズされ、あら ゆる捜査の必要性がなくな ったときは、FBIの作成した 証拠以外の証拠については、 所有者・提出者への返還、破 壊等の処分が行われ、FBIの 作成した証拠については、事 件ファイルに綴じられ、その 保存期間はFBIが事件ごとに 決定するが、基本的に20年 は保存される。	警察情報取扱いガイダンスに より、未解決の殺人事件の 記録等は、その事件に関する 申告が警察になされてから 50年間保管することとされ ている。もっとも、警視庁に おいては、殺人事件に関する 資料はすべて保管している。	○ 未解決事件の記録は検 察庁において保管している。 ○ 記録保管については司法 省が規則を定めており、例 えば、人が死亡している事 件については、記録の保管 期間は犯行時から30年とさ れている。 ○ 時効にかからない事件に ついては、状況により刑事訴 追がなお可能であるときは、 記録の保管が継続される。	同 上
備考	「嫌疑不十分」により不起 訴処分をした場合は、記録 の保存期間は公訴時効期間 に等しい期間とされている (記録事務規程第24条第1 項)。		記録等の保管については、 警察情報取扱いガイダンス が定めているが、実際の運 用は警察ごとに異なってい る。	時効のない犯罪について 捜査が長期化する事例が少 ないこともあって、特段の 問題が指摘されているわけ ではない。	